

はしがき

本書は、のちに述べるようなコンセプトに基づいて作成された入門的憲法教科書である。

本書の企画を具体化しているとき、「人間らしい生活 今も問いかけ『朝日訴訟』一審判決から50年」という新聞記事を目にした(2010年6月6日付東京新聞朝刊)。

同記事によると、東京都内で開催されたシンポジウムで、「憲法で保障されている生存権の侵害について争った『朝日訴訟』」の第一審において当時判決文の起案を担当した裁判官で現在弁護士をされている小中信幸氏が出席され、「現在も生存権をめぐる訴訟が各地で起きており、憲法の理念が保障されているとは言い難い状況がある」と述べられたとのことであった。過去と現在はある意味つながっている。

たとえばこの「朝日訴訟」につき、事件の概要・判旨、学説を整理するだけでなく、「朝日訴訟」の起きた時代的背景、「人間裁判」と呼ばれる「朝日訴訟」の歴史的意義などを含めて学習し、今日あらためて生存権訴訟が数多く提起されていることの意味を検証するという視点をもつことが重要であろう(朝日訴訟を含めて、水島朝穂・金澤孝他編『憲法裁判の現場から考える』(成文堂、2011年)参照)。総じて、日本国憲法が戦後日本の歴史のなかで果たしてきたあるいは現在果たしている役割を確認してみると、「憲法改正」が声高に主張される今日において、格別に意義あることといえるであろう。

本書の成り立ちについて記しておく。

編集部の舟木さんが新しいコンセプトの憲法教科書の企画を考えたいという話をされたのは2009年12月のことであった。一般に、憲法の入門的教科書では、条文の解釈や判例の紹介と若干の検討が中心となっており、憲法解釈や憲法裁判の歴史的な意義について論じるものはそれほど多くはないのではないが、憲法解釈や憲法裁判にはそれぞれの時代的背景が存在すると思われるが、入門

的教科書でそうしたことに触れられることは少ないのではないかと、いうようなことが話しの中心になった。

その後作成された企画書では「日本の戦後史の大きな流れのなかで揺れ動いてきた憲法学説や裁判例をそれぞれの時代的背景のなかに位置づけることによって、日本国憲法が果たしてきた歴史的役割を理解できるように入門的教科書」をめざすとされた(その後、同様の視点から編まれた石村修・浦田一郎・芹沢斉編著『時代を刻んだ憲法判例』(尚学社、2012年)が刊行された。あわせて参照願いたい)。

2010年9月に第1回編集会議が行われ、それぞれの「憲法教育」の実践、「憲法教育」の現場の現状などについての報告・討論に続いて、企画書に基づき企画について検討を行い「憲法を歴史のなかで考える」ことのできるような教科書にするという基本コンセプトが合意された。2011年9月に第2回編集会議が行われ、サンプル原稿に基づき各自が作成した原稿を持ち寄り検討を行った。その後、上記基本コンセプトに従い全体の記述・構成を調整・統一するのに予想以上のエネルギーと時間を必要とし、加筆・修正を繰り返し行った箇所も少なくなかった。その結果、なお不十分・不統一な部分もあろうが、本書はおおよそ次のような構成・特色のものとなっている。

第1、初学者が日本国憲法を概観するとともに各種資格試験用基礎知識を獲得するのにも役立つように、第1部「日本国憲法の仕組み」を置いた。そして、学習のポイントとなる「キーワード」を示し、頻出重要基本判例には可能な限り言及するようにした。また、今日の「憲法改正」論の展開を考慮して、「憲法改正」の項目を特に設けることとした。

第2、第2部「戦後史のなかの日本国憲法」では、本書なりの時期区分を行い、各時期の扉でその時期の特徴を概観した。そして、各時期の各章では、その時期の特徴を示す表題を掲げ、そこで取り上げる裁判例・学説の時代的背景を一覧できるように詳細な年表を置いた。各章本文は、冒頭に「現在と過去のつながり」を置き、つづいて各時期の特徴となるような事件や訴訟をとり上げるとともに学説の展開を整理して、歴史のなかで今日の課題・問題状況を検証できるようにした。

第3、本文の記述を補うために「コラム」を作成し、それぞれ適当な場所に

配置した。「参考文献」欄には、可能な限り書籍以外のものを載せるようにした。ただし、教科書という性格から、参照し参考にさせていただいた文献のすべてを掲げたり、参照箇所を明示したりすることはしなかったことは、お断りするとともにお許しを願いたい。

今回、編集部の舟木さんから全面的なご協力を得て作業が行われた。また、寺川先生には企画段階から関与していただき、年表のモデルは菅原先生が作成され、資格試験等頻出判例リストは伊藤先生が用意され、統治関係はすべて岡田先生に引き受けていただき、今野先生には最終的なモデル原稿作成をはじめとして全体の編集作業にも多大なご協力をいただいた。このように本書は、文字通り全員の共同作業の成果といえるものである。

なお、本書は、こともあろうに「96」の背番号を付けた内閣総理大臣が「憲法改正」を声高に述べる(まずは「96条」の改正から)というような2013年前半の政治状況のなかで刊行されることとなった。「憲法教育」「憲法学習」の重要性があらためて痛感される。憲法は国家権力を制限するものであり、権力担当者は憲法尊重擁護義務を負わされている(憲法99条)ことを確認したい。

本書を手にした人びとが歴史のなかで日本国憲法の果たしてきた役割について考えるきっかけになり、本書がそのような意味でも「憲法学習」に役立つことがあれば幸いである。

末尾ながら、法律文化社から全面的なご支援をいただいたことに感謝を申し上げます。

2013年5月

執筆者を代表して

倉持孝司